

幼保連携型認定こども園 関西学院幼稚園 重要事項説明書

2026年4月

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	学校法人関西学院
事業者の所在地	西宮市上ヶ原一番町1-115
事業者の連絡先	0798-54-1685
代表者氏名	理事長 荻野 昌弘

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	幼保連携型認定こども園 関西学院幼稚園							
所在地	兵庫県西宮市岡田山7番54号							
連絡先	(電話番号) 0798-51-2459 (FAX番号) 0798-54-2835							
園長氏名	千葉 武夫							
開園年月日	2025年(令和7年)4月1日							
開園時間	午前7時30分から午後7時00分							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	—人	—人	—人	47人	30人	60人	137人
	2号	—人	—人	—人	23人	25人	30人	78人
	合計	—人	—人	—人	70人	55人	90人	215人
当園の基本理念・方針	<p>本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律に基づき設立し子ども・子育て支援法等その他関係法令を遵守するとともに、学校教育法に示された内容に則して、次の各項に掲げる理念・方針により教育・保育を提供する。</p> <p>1 子ども一人ひとりが、イエス・キリストによって示された神の愛に気づき、自らがかけがえのない存在であることを知り、喜びと感謝をもって過ごす。</p> <p>2 互いの個性や多様性を認め合い、自主性、創造性を発揮して共に育ち合う。</p> <p>3 神の創造された自然の中で心と体を存分に使って遊び、健康</p>							

	的な体を育み、豊かな感性を培う。
	4 関西学院の各学校と連携し教育・保育活動に取り組む。

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体面積	3,404 m ²
	園庭面積	1,223.31 m ²
園舎	構造・延床面積	・鉄筋コンクリート造瓦葺 3階建・2,025.57 m ² ・鉄筋コンクリート造 3階建・132.93 m ²
	建物構造	耐火建築物

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	0室	
ほふく室	0室	
保育室	8室	3歳児～5歳児室
遊戯室	1室	
沐浴室	0室	
調理室	1室	
調乳室	0室	
保健室（医務室）	1室	
事務室（職員室）	1室	
相談室	0室	
子ども用便所	4か所	（大18器、小14器）
職員用便所	2か所	（大3器、小2器）
来客用便所	1か所	（大2器、小1器）
屋外遊戯場	1か所	（1階）

(5) 職員体制【2025年（令和7年）10月1日 現在】

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人		1人	
副園長	1人	1人		
主幹保育教諭	2人	2人		
指導保育教諭	3人	3人		

保育教諭	20人	19人	1人	
栄養士	1人	1人		
調理員	5人	1人	4人	
事務職員	5人			
学校医	3人		3人	
学校歯科医	1人		1人	
学校薬剤師	1人		1人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前8時30分～午後2時00分（月火木金） 但し、水曜日は午前8時30分から午前11時50分、土曜日（本園が指定する土曜日）は午前8時30分から午前11時00分。
預かり保育	保育時間	朝：午前7時30分～午前8時30分 夕：午後2時00分～午後7時00分 （水 午前11時50分～午後7時00分） 土曜：午前7時30分から午後7時00分
休業日	本園が指定する土曜日・日曜日・祝日・創立記念日（9/28） 年末年始（12月29日～1月3日）	
長期休園期間	夏季（7月18日～9月5日） 冬季（12月20日～1月8日） 春季（3月20日～4月9日）	

【2号認定子ども（保育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：午後6時30分～午後7時00分
	保育短時間	朝：午前7時30分～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後7時00分
開園時間	月～土曜日	午前7時30分～午後7時00分

休業日	日曜日・祝日 年末年始（12月29日～1月3日）
-----	-----------------------------

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。当園に提出する場合は変更月の前月20日（休園日の場合は直前の開園日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月25日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の1日から変更しますので、月途中での変更はできません。

※入園・進級式（土）、花の日礼拝（土）、なつまつり（土）、運動会（土）、クリスマス礼拝（土）、終了式（金）、卒園式（土）など家庭保育のご協力をお願いします。

（7）提供する特定教育・保育の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

（8）年間行事予定 下線部は保護者参加行事

月	行事内容
4月	<u>入園式、進級式</u>
5月	<u>保育参観（3歳児・4歳児）</u>
6月	<u>花の日礼拝、保育参観（5歳児）</u>
7月	<u>なつまつり</u>
8月	
9月	
10月	<u>運動会</u>
11月	収穫感謝礼拝、 <u>保育参観日</u>
12月	<u>クリスマス</u>
1月	
2月	<u>保育参観日</u>
3月	<u>卒園式、終了式</u>

(9) 利用料等

項目	内容・負担を求める理由、目的		金額
入園検定料	入園面接などの審査料(1号のみ)		2,000円
入園準備金	教育環境整備費(給食室、防犯・防災、ネットワーク等の設備、大型備品、園庭等の整備・維持費)		100,000円
特別教育・ 保育充実費	人件費(基準を超えた職員配置)		月額 5,000円(3歳児) 月額 5,000円(4歳児) 月額 5,000円(5歳児)
	施設整備費(園舎、電気・水道・空調設備の整備・維持費)		月額 4,700円(3歳児) 月額 4,700円(4歳児) 月額 4,700円(5歳児)
実費徴収	給食費 (1号・2号認定子ども)	主・副食費	月額 9,600円(2号3歳児) 月額 9,600円(2号4歳児) 月額 9,600円(2号5歳児) 月額 5,200円(1号3歳児) 【4月・8月は徴収なし】 月額 5,600円(1号4歳児) 【8月は徴収なし】 月額 5,600円(1号5歳児) 【8月は徴収なし】 土曜日 510円/日
			午前おやつ代(給食を利用しない場合)
	日本スポーツ振興センター共済掛金		年額 210円
	遠足代(交通費、入園料など)		年額 3,000円(3歳児) 年額 4,000円(4歳児) 年額 6,500円(5歳児)
	アルバム代(写真代)		徴収なし(3歳児) 年額 2,600円(4歳児) 年額 7,500円(5歳児)

	保育標準時間 認定	18時30分～19時00分	1,000円(10分ごと)
保育認定子ども の延長保 育に係る利 用者負担	保育短時間 認定	7時30分～8時30分	7:30～8:30 100円(30分ごと)
		16時30分～19時00分	16:30～18:30 100円(30分ごと) 18:30～19:00 1,000円(10分ごと)
教育標準時間 認定子ども の預かり保 育に係る利 用者負担	教育標準時間認定子どもの預かり保育に 係る利用者負担 平日(教育時間外)	7:30～8:30	7:30～8:30 100円(30分ごと)
		11:50～17:30(午前保育の日)	1,100円
		14:00～17:30(午後保育の日)	700円
		17:30～18:30	100円(30分ごと)
		18:30～19:00	1,000円(10分ごと)
		7:30～8:30	150円(30分ごと)
		8:30～11:00	750円
		11:00～17:30	1,950円
教育標準時間認定子どもの預かり保育に 係る利用者負担 土曜日(但し7月31日から9月2日までの土曜日を除く)及び下記の期間 7月18日～8月12日、8月22日～9月5日 12月20日～24日、1月6日～8日 3月20日～3月27日、4月3日～9日		17:30～18:30	150円(30分ごと)
		18:30～19:00	1,000円(10分ごと)
		7:30～8:30	300円(30分ごと)
		8:30～14:00	
教育標準時間認定子どもの預かり保育に係る利用者負担 関西学院が定めた以下の休日			

及び下記の期間	創立記念日(9月28日)	14:00～17:30	3,300円
	降誕祭(12月25日)		2,100円
12月26日、12月27日	17:30～18:30		
盛夏休暇(8月13日～8月21日)			300円(30分ごと)
7月31日から9月2日までの土曜日	18:30～19:00		
3月28日～3月31日、4月1日、4月2日			1,000円(10分ごと)
教育標準時間認定子どもの預かり保育に係る利用者負担	7:30～8:30		450円(30分ごと)
	8:30～14:00		4,950円
関西学院が定めた以下の休日 12月28日、1月4日、1月5日	14:00～17:30		3,150円
	17:30～18:30		450円(30分ごと)
	18:30～19:00		1,000円(10分ごと)

◎各項目の価格は2025年10月時点で予定しているものです。変更の場合はその都度お知らせいたします。

◎保育終了時間は、午後7時です。

万が一、保育終了時間（午後7時）以降になった場合は、10分毎2,000円の延長料となります。

◎子どもが保育を受けている場所で時間の確認をさせていただきます。

・病気等により、1ヶ月もしくはそれ以上の長期にわたり、園を欠席した場合は給食費を免除します。

◎利用者負担その他の費用については、当該年度の各学期終了日まで(最終学年第3学期分においては卒園式前日まで)に完納しなければならない。なお、途中退園する場合は、退園日前日までに完納をお願いします。

(10) 支払方法

原則、口座振替による。(当月分を翌月に引き落とし)

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】本園が定めた選考方法による 【2号認定子ども】西宮市が行う利用調整による
利用決定	重要事項説明書に関する同意書による
退園理由	*1号・2号認定に該当しなくなったとき（卒園を含む） *保護者から退園の申し出があったとき *利用継続が不可能であると市が認めたとき *その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じ、明らかに保育を継続するのが不可能と本園が判断したとき

(12) 年間保健計画

健診	小児科	全園児
	眼科	全園児
	耳鼻科	全園児
	歯科	全園児
視力検査	3～5歳児	
聴力検査	4、5歳児	
尿検査	3～5歳児	
身体測定	3～5歳児 年3回	

(13) 学校医

氏名	あしだこども診療所
所在地	西宮市門戸荘17-18
電話番号	0798-51-0811
氏名	おりた耳鼻咽喉科
所在地	西宮市下大市東町25-5
電話番号	0798-54-3391
氏名	かなやま眼科クリニック
所在地	西宮市室川町4-20
電話番号	0798-56-7870

(14) 学校歯科医

氏名	なかつじ矯正・小児歯科
所在地	西宮市高木西町3-20
電話番号	0798-65-6333

(15) 学校薬剤師

氏名	原田 佳代（西宮市薬剤師会）
所在地	西宮市池田町13-2
電話番号	0798-26-3410

(16) 緊急時における対応方法

- ・保育中の子どもの怪我について、病院での受診をするかどうか検討が必要な場合、怪我の状況について保護者に緊急連絡させていただきます。受診が必要であると保護者をご判断される場合、対応は原則、保護者の方にさせていただきます。医療機関で受診し、引き続き治療が必要な場合も保護者の方に通院治療していただくことになります。
- ただし、緊急を要する場合には園児の身体の安全を最優先させ、当園がしかるべき対応をしますので、あらかじめご了承ください。

【管轄する消防署】

消防署名	瓦木消防署 甲東分署
所在地	西宮市上ヶ原一番町1-64
電話番号	0798-54-0119

【管轄する警察署】

警察署名	西宮警察署
所在地	西宮市津田町3-3
電話番号	0798-33-0110

(17) 非常災害対策

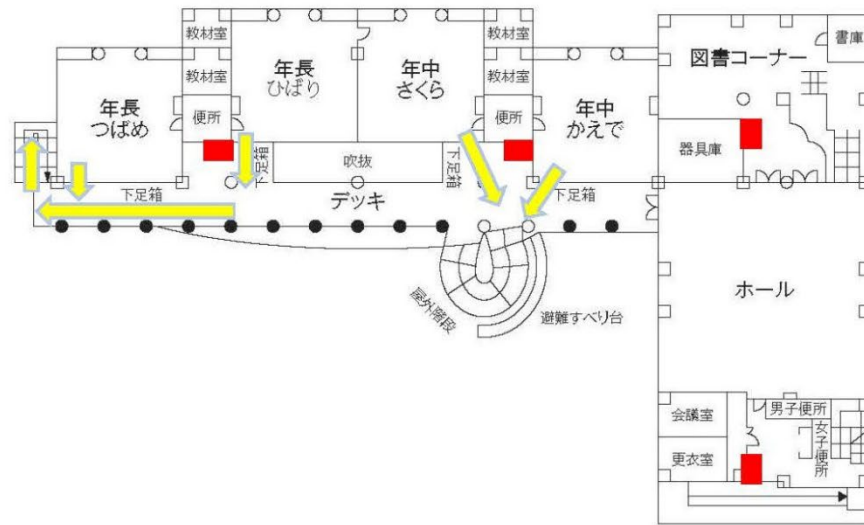
- ・非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、消火、救出及びその他必要な訓練を実施します。

防火管理者	千葉 武夫
消防計画届出年月日	2024年4月1日
避難訓練	<ul style="list-style-type: none">・年間計画に基づいた避難訓練を実施しています。 火災、地震、不審者侵入など、開園時間内に起こりうる様々な非常災害を想定した訓練を行います。・消防署とも連携を図り、防火・消防避難訓練の実施及び防災設備設置の会社による設備点検、避難訓練を行います。
防災設備	・自動火災報知機、非常照明、誘導灯
避難場所	(一次避難場所) 関西学院大学西宮聖和キャンパスグラウンド (二次避難場所) 関西学院大学西宮聖和キャンパス森
緊急時の連絡手段	レーザーキッズ

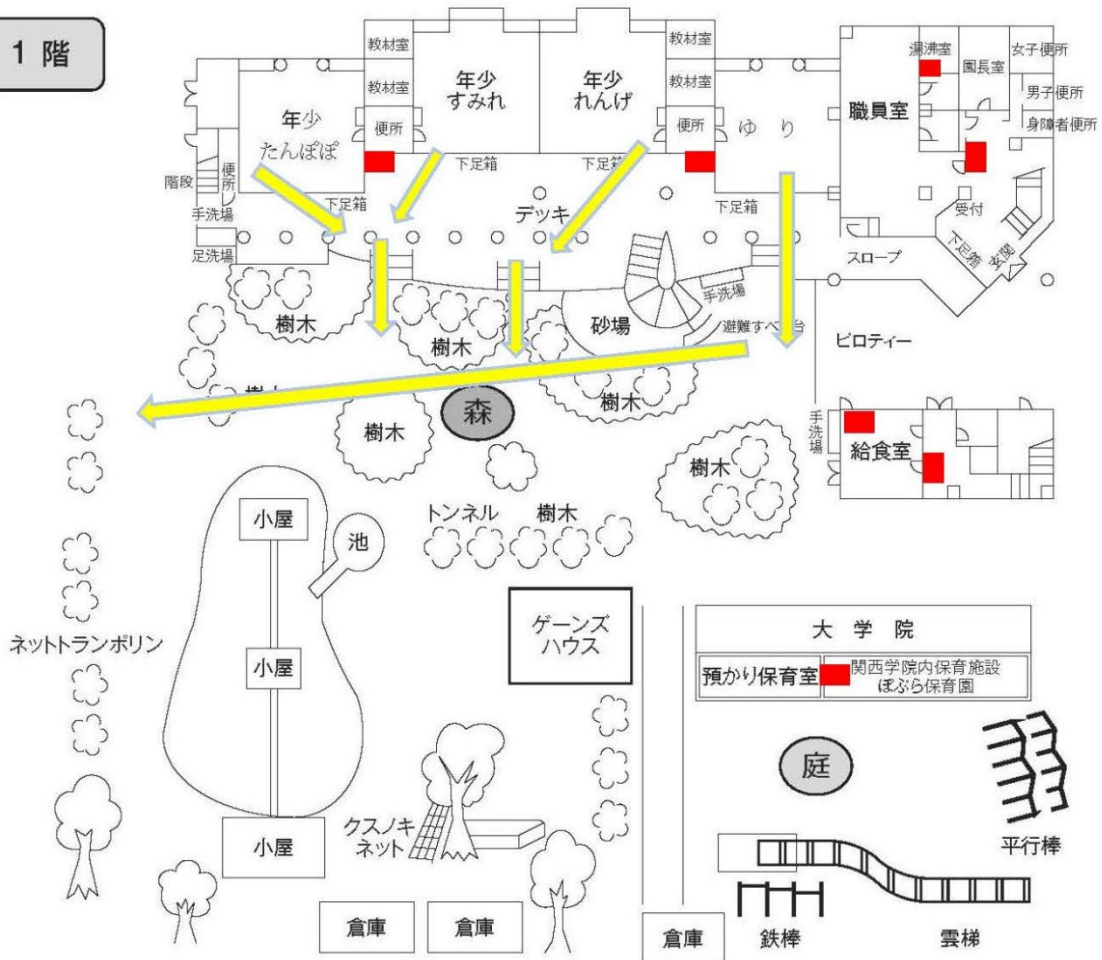
○避難誘導経路及び消防設備配置図

■ 消火器

2階



1階



○防犯、事故防止のための措置について

- ・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置しています。危険を感じた時はホットラインを押すことで、直接県警と連絡がとれます。

(18) 台風接近等に伴う対応について

○通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）

- ・通常の気象警報であれば保育を実施しますが、子供を連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。
- ・状況によっては当園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。
- ・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

○西宮市に「特別警報」等が発令された場合

- ・午前7時現在で気象庁より「特別警報」が西宮市に発令された場合は「臨時休園」とします。また、「特別警報」が解除された場合でも当日は臨時休園とします。

○土砂災害、洪水、高潮などで「高齢者等避難」（警戒レベル3）や「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が発令された場合

- ・午前7時現在、西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。

※「特別警報」、「高齢者等避難」（警戒レベル3）、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）の発令により臨時休園後、発令が解除された場合は、安全に配慮のうえ再開の判断を行います。再開を行う場合はレーザーキッズで連絡します。

- ・7時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。
- ・避難所に避難している場合は、レーザーキッズからの一斉メール配信、玄関に掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は「休園」とします。

- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。
- ◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

(19) 地震などの災害が起こった場合について

本園では、災害に備えてあらかじめ休園の基準を設定しています。

大規模災害の場合では、電気が止まり保護者への連絡が不可能な状況や、交通機関の運休により、職員が出勤して保育が実施できるかどうかの判断ができない場合もあると存じます。そのような場合も想定し、あらかじめ以下の基準を設定しています。

1号認定・2号認定共に

○西宮市に、震度5（弱または強）以上の地震が発生した場合

(1) 登園前に地震（震度5以上）が発生した場合

前日午後5時から当日午前8時30分までに発生し、保育実施が難しい場合は、当日を臨時休園とします。

※被害の状況によっては、臨時休園の期間を延長する場合があります。

(2) 保育中に地震（震度5以上）が発生した場合

園児の安全を確保し、状況に応じて園児を安全な場所に避難しお迎えを待ちます。警察・消防など市民の生命・財産を守る職業に従事される方の保育についてはご相談ください。

本園で安全に保育が提供できるのか、建物の安全、電気・ガス・水道などライフラインの確保、通園路の地理的状況、職員の安全な出勤体制が確保できるかも判断し、保育を提供できない場合もありますので、ご承知おき下さい。

(20) 防犯、事故防止のための措置について

「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置しています。危険を感じた時はホットラインを押すことで、直接県警と連絡がとれます。

(21) 安全計画

当園では『安全計画』により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む園での活動や取り組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取り組みを進めてまいります。

(22) 虐待防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を計るため、次のことを行います。

- 1 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- 2 職員による園児に対する虐待の行為の禁止
- 3 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- 4 その他虐待防止のために必要な措置

(23) 給食について

給食の方針	<ul style="list-style-type: none">・幼児期は、心身の成長の基礎を作る時期であり、子どもの発達にとって食事はとても大切です。そのため園の食事は、お子さまの発育、発達状況やご家庭での状況を確認しながら進めていきます。・栄養面・衛生面・安全面や消化面、調理法にも細心の注意を払い、家庭的で楽しく食事ができるように工夫をしています。栄養面を考慮して、多種の食材を取り入れ、バランスの良い献立を目指しています。・季節を感じる旬の食材や、年中行事にあわせた行事食、昔からの和食献立などを積極的に取り入れ、様々な体験を通して、食への関心を持てるように工夫しています。・食材の品質管理・鮮度管理に万全を期し、給食を提供します。手作りおやつがあります。購入おやつは安全性を重視し、添加物等はなるべく使っていないお菓子やパンを使用しています。献立表は、毎月のお便りでお知らせします。
食物アレルギー児への対応	<p>子どもたちが安全に給食を食べることができるように、国(厚生労働省)及び西宮市のガイドラインに基づき、アレルギー食物の完全除去対応となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・食品除去やアナフィラキシー対応等、特別な配慮や管理が必要となる場合は、医師が記入した「生活管理指導表」の提出が必要です。・「生活管理指導表」の内容については定期的な見直し(少なくとも年1回)が必要です。・原則、アレルギーの原因となる食品を「完全除去」するか、完全に食べることができるようになる「完全解除」のどちらかで対応します。・アレルギー食の献立は、個別献立ではなくその日の統一献立に応じたものになります。誤食を防ぐ観点から、見た目には違いが認識できる献立になります。また、安全に食事を提供していくためにも、アレルギー用トレーやアレルギー用食器を使用するなどの配慮をさせていただきますことをご了承ください。・調理器具・食器が共有できず、個別に用意しなければならないような微量なアレルゲンでも発症する場合や入手困難な材料や特別な調理が必要な場合は、給食対応ができないため、お弁当の持参をお願いします。

給食の提供を行う日	<p>保育を提供する日は、食事の提供を行いますが、行事や機械整備等に合わせお弁当を持参していただく日があります。</p> <p>給食の都合がありますので、連絡なく午前9時30分以降に登園された場合、給食の準備がありませんので、ご了承ください。</p>
調理従事者の衛生管理等	<p>調理従事者は月2回、検便検査の実施により健康管理を徹底しています。</p> <p>調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。</p>
非常時への備え	<p>非常時に備え、飲料水、雨水、食品（米、ライスクッキー等）を備蓄しています。</p> <p>災害時における食事提供に関する協定を聖和乳幼児保育センターと締結しております。</p>
費用について	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費は食材発注の都合上、原則として月額とします。 ・日割りによる減免、摂取量の個人差による金額の変更はありません。 ・給食費は、年間の給食日数をもとに算出しています。 ・当該月の平日（月～金）の開園日のうち給食のある日で給食を申し込まれた日を半数以上欠席した場合は、主食費及び副食費を半額とします。病気等により、1か月もしくはそれ以上の長期にわたり、園を欠席した場合は、給食費を免除します。いずれの場合も、欠席日数に応じて申請していただきますので、お申し出ください。 <p>【2024年度入園の5歳児】</p> <p>給食を申し込まない月は、午前おやつ代月額800円を徴収します。</p> <p>【2024年度入園の5歳児2号 給食を利用しない人の午後のおやつ代】</p> <p>給食を利用しない人の午後のおやつ代は、90円×日数を別途徴収します。</p> <p>【2026年度入園の3歳児1号】</p> <p>4月は、午前おやつ代月額800円のみを徴収します。</p>

	<p>【2024年度 2025年度 2026年度入園の2号 土曜日給食】</p> <p>土曜日の給食は、510円×日数を別途徴収します。</p> <p>【2024年度 2025年度 2026年度入園の1号 預かり保育での給食利用】</p> <p>預かり保育の給食を利用の場合、510円×日数分 (上限9,600円 月額) ただし土曜日の給食は、 510円×日数を別途徴収します。</p>
--	---

(24) 発熱時、体調不良時の留意点について

- ・登園前に子どもの体温を計測し、発熱（37.5度以上）や呼吸器症状が認められる場合には、自宅での保育をお願いします。
 - ・過去に発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで自宅での保育をお願いします。
 - ・関西学院幼稚園は病児保育の体制は整っておりません。保育中の発熱や体調不良時は緊急連絡先に連絡をいたします。速やかなお迎えの対応をお願いします。
- なお、登園時、連絡表に記入する緊急連絡先は日中必ず連絡がつくようにしておいてください。

(25) 血液、便、嘔吐物、尿で汚れた衣服や寝具について

【西宮市のガイドラインが記載された保育所における保健衛生ハンドブック（令和7年4月一部改定版）より】（1部抜粋）

- ◎病原体が潜む感染源となる可能性の高い、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類等については、感染拡大予防の観点から、原則園では洗うことができないため、袋に入れたものを持ち帰っていただきます。『尿』につきましても「感染の可能性のあるもの」として取り扱われていますので、同様の対応とさせていただきます。
- ◎便、嘔吐物で汚れた衣服は、菌を殺すために塩素系消毒液とともに袋に入れます。
この場合、衣服が色落ちすることがあること、ご承諾の程をお願いします。
- ◎血液、便、嘔吐物、尿が他の子どもの衣服や寝具に付着した場合、その衣服や寝具も当該園児の保護者に持ち帰っていただきます。

(26) 園での薬の取り扱いについて

【西宮市のガイドラインが記載された保育所における保健衛生ハンドブック（令和7年4月一部改定版）より】（1部抜粋）

(1) 園における与薬の考え方

本来、主治医から処方された薬は保護者が与えるべきものであるが、やむを得ず保護者が与えることができないときは、園は保護者から所定の依頼票を求めたうえで協力いたします。これは保護者から委託を受けた保育・養育・養護に関わる範囲の行為であり、医療専門者が行う医療行為とは区別して考えているからです。与薬については、主治医の指示に従うとともに、保護者や主治医・園医との連携を密にするように努めます。薬は、診察した医師が処方したもののみとし、市販薬・保護者の個人的判断によるものには対応できません。

(2) 園生活は、平熱で、通常の園の食事が摂れ、薬も飲まず、戸外でも元気に過ごせることが原則であるため、園では与薬を行いません。家庭での与薬をお願いいたします。

病院受診において薬が処方される際、以下のことについてご理解、ご協力ください。

- ◎園に通園中であり、園では原則として薬の使用ができないことを主治医に伝えてください。
 - ◎1日2回の処方を主治医にお願いしてください。
 - ◎1日3回の処方の場合は朝、降園後、就寝前とすることを主治医と相談してください。
- ※ただし、食物アレルギーに関わる緊急薬、抗けいれん剤の坐薬についてはこの限りではありません。

園生活においてやむを得ず与薬が必要な場合

- ◎内服薬、外用薬、いずれの場合も医療機関で処方されたもので、「薬剤情報提供書」に沿って用法、与薬時間、投薬期間が決まっているもののみとします。

ホクナリンテープ、ツロブテロール等(以下ホクナリンテープという)が処方された際、以下のことについてご理解、ご協力ください。

- ◎ホクナリンテープにつきましては、剥がれ落ちると誤飲の危険があります。貼付後12時間を経てテープが剥がれた場合、薬の効果が急に低下することはないと言われています。主治医に園で貼る必要性を必ずご確認ください。また、やむを得ず貼付する場合は、登園時に必ず保育教諭に伝えてください。貼付部位を確認させていただきます。保育教諭による付け剥がしなどはいたしません。
- ※ホクナリンテープが貼付されている場合、プール・水遊びはできません。

その他

◎医師の指示のない市販薬、解熱剤、鎮痛剤はお預かりできません。

投薬もできません。

◎酸素吸入、吸入など医療行為にあたることは、実施できません。

(27) 地域との交流・子育て支援事業

・子どもたちがいろいろな人との関わりをもつことを大事にしていきたいと思っています。

・地域の在宅家庭の子育て支援をしています。

・2歳児の親子を対象にし、「保育体験」ができる機会を設けています。室内遊びや、園庭での外遊びを親子で楽しめるプログラムを考えています。

・地域の在宅家庭の子どもへの園庭を開放しています。

(平日午前10時30分～午後4時00分)

・地域の小学生への遊び場として園庭を開放しています。

(平日午後4時00分)

(28) 実習生の受け入れについて

次世代育成を担う保育者の人材育成を願い、実習生の受け入れをしています。

(29) トライやるウィークの受け入れについて

目的を『地域の人々との交流を持つことにより、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てる』、『中学生をはじめ地域の人々に保育施設や子どもへの理解を得る』とし、市内の中学2年生の生徒を5日間受け入れます。

(30) 玄関門扉について

本園では、玄関門扉の開錠に顔認証システムを導入しております。保護者のみなさまには、システムへの登録をお願いいたします。

玄関門扉を勢いよく閉めると電気錠が破損します。破損した場合、扉のノブ部を全て取り換える工事が必要となり、費用も大変高額となります。くれぐれも静かに閉めてください。

(31) 写真・動画等の取り扱いについて

園行事などで撮影した写真や動画は、取り扱いに十分気をつけていただき、InstagramなどSNSへの投稿はお控えください。

なお、一部行事につきましては写真・動画の撮影をお断りしています。

(32) LeySerKids (レーザーキッズ)【園とのコミュニケーションアプリ】について

「LeySerKids」とは、園と保護者を結ぶネットワークとして、園からのお知らせ等に活用できる携帯電話・パソコンでの連絡ツールとなっています。

登降園時間の確認は、レーザーキッズによる打刻システムをご利用いただきます。

また、預かり保育及び延長保育の料金につきましても、打刻システムを利用した料金管理となっております。

メールの活用は、以下の通りとなりますので、保護者の皆様におかれましては、これらをご了承いただいた上で、個々でご登録いただきますようお願いいたします。登録方法につきましては下記、改めてご連絡いたします。

※登録無料、別途通信料がかかります。

※メールの活用について

- ①緊急時の連絡
- ②園からのお願いやお知らせについての連絡
- ③天候により、遠足など屋外での行事を中止または時間の変更をする場合
- ④特別警報、警報など登園時、降園時に危険が予測される場合
- ⑤教育・保育時間内に地震、火災などのために園舎で保育ができなくなった場合
- ⑥その他

(33) 関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診断等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

(34) 駐車場利用について

登降園の安全に関して、各ご家庭で責任を持っていただき、駐車場使用に関して下記の使用要項をお守りください。

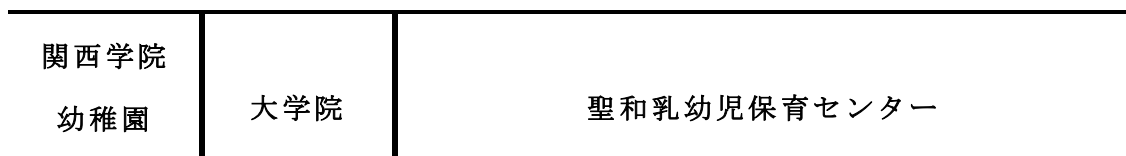
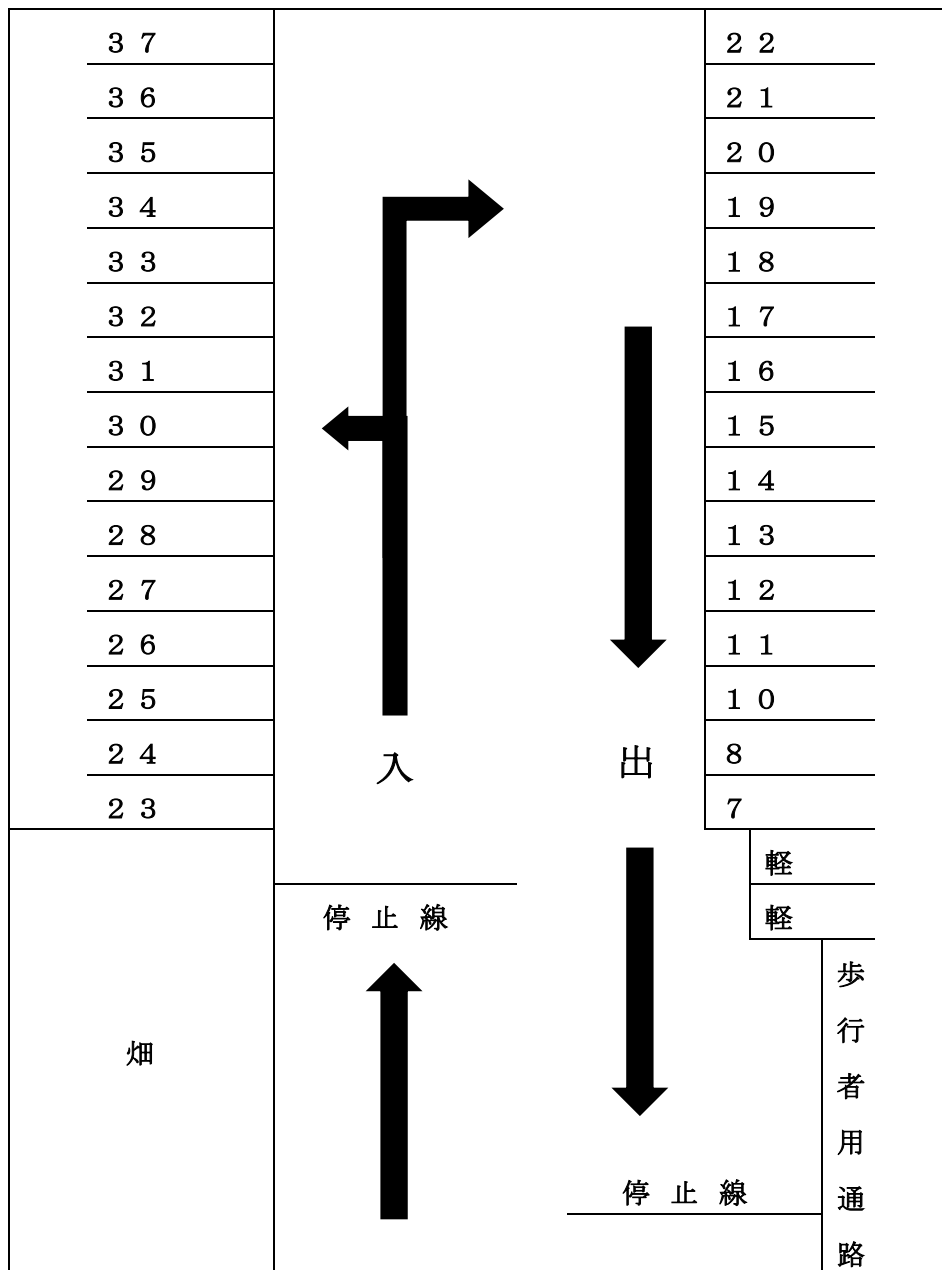
尚、使用要項が守られていない場合には、駐車場使用許可を取り消す場合もあります。また、一日に数回、無断駐車調査を行いますので必ず「入構許可証」を車内のフロントガラス内側に置いてください。

この駐車場は学校法人関西学院の駐車場を使用しています。「駐車場使用要項」を守って安全に通園できるよう、皆様のご協力をお願いします。

〈駐車場使用要項〉

1. 園の許可なしに駐車場を使用することはできない。
2. 園児の送迎における午前中の駐車場利用については時間を指定する場合がある。
3. 駐車場内での事故、損傷、及び盗難については、幼稚園は一切責任を負わない。
4. 駐車場は、幼稚園前駐車場とする。
 - 1) 幼稚園前駐車場は、関西学院幼稚園、乳幼児保育センターの施設が主に使用する。
 - 2) 使用場所は、原則として各施設所定の場所に停車し、混雑の際には互いに協力し合い、安全に努めること。

※混雑時、満車の場合、警備員が腕を交差し、入庫できない旨の合図があるため、その際は迂回するように、キャンパス事務室から指示がある。聖和キャンパス内での駐車はできない。
5. 下記のことを厳守すること。
 - 1) 駐車使用許可をした車は「入構許可証」を車内フロントガラスの内側におくこと。
 - 2) 駐車場内は徐行運転をし、前方駐車すること。
 - 3) 発進時（特にバック）には、必ず自分の目で安全を確認すること。
 - 4) 駐車場内では ①必ずお子さまと手をつないで移動すること。
 - ②立ち話はしないこと。
 - ③絶対にお子さまを遊ばせないこと。
 - ④停車中は必ずエンジンを切ること。
 - 5) 安全のため、必ず「横断歩道」を渡って移動すること。
6. 駐車場使用の必要がなくなった場合は、直ちに許可証を返却すること。
7. 「入構許可証」の発行は年度毎とする。
8. 駐車場使用に関して
 - 1) 正門前は緊急車両通路、横断歩道前は駐車禁止となっているので、駐車しないこと。
 - 2) 駐車場は、祝日を除く月曜日から土曜日、送迎のみの使用とする。
 - 3) 車種などを変更した場合は、園に届け出ること。
 - 4) 駐車場内での事故、損傷、及び盗難などがあった場合は、園に申し出ること。



【注意】

- ・駐車場の出入りの流れは図のように、進入経路の通りに行ってください。
- ・奥から詰めて駐車してください。
- ・塀側を前にして駐車し、出る時はバックで方向転換してください。
必ず車止めにタイヤが当たる位置で駐車してください。車止めの高さは概ね12cm～15cmになっております。
- ・駐車場の警備員は誘導を行いません。警備員の立哨業務は許可証の確認となります。
- ・行事の際の駐車場利用は台数に限りがありますので、別に申込制度となっています。

(35) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	幼稚園事務課長 雑喉 恵子	電話:0798-53-3950
相談・苦情解決責任者	聖和キャンパス事務室長 増居 隆	
第三者委員	和田 薫 (元関西学院大学准教授、関 西学院短期大学非常勤講師)	

【要望・苦情等への対応方法】

<p>・社会福祉法第82条の規定にしたがい、保護者等からの苦情（要望を含む）や相談に対する体制を整えています。</p> <p>・お子さまの保育につきましては、安心・安全な保育が提供できるよう努力しておりますが、お子さまへの対応についてお気づきになったこと、ご質問、あるいは苦情、要望がありましたら、口頭でのお話等にてお伝えください。また、玄関に設置しております「ご意見箱」もご活用ください。</p> <p>・子育てについて、保護者の皆様と職員の両者が忌憚なく話し合えることによって、一緒に子育てをしていくことが、とても大切だと考えています。ご遠慮なく職員にお申し出ください。</p> <p>なお、当園では苦情解決システムは、苦情受付担当者（担当職員）及び、苦情解決責任者（聖和キャンパス事務室長）との相談では解決できなかった場合、法人内に第三者委員がおりますので、申し出ていただくことができます。</p>
--

(36) 保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

・賠償責任保険

保険の種類	施設所有（管理）者賠償責任保険（引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社） 生産物賠償責任保険（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）
保険の内容	業務活動中の対人賠償・対物賠償事故、提供する飲食物に起因して第三者に与えた身体障害
保険金額	(施設賠) 対人1名1億円・1事故10億円 対物1事故1,000万円 免責金額なし 漏水補償特約付帯 (生産物賠) 対人・対物共通1事故5,000万円 期間中5,000万円 免責金額：なし

・傷害保険

保険の種類	学校契約団体傷害保険・細菌性食中毒等担保特約付帯	
保険の内容	管理下中の傷害事故（死亡・後遺障害、入院・手術保険金・通院保険金） 給付の対象となる災害の範囲と給付金額	
種類	災害の範囲	給付金額
死亡保険金	事故によるケガのため事故日から180日以内に死亡した場合	1,000万円 *既にお支払した後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払した金額を差し引いた残額となります。
後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故日から180日以内に後遺障害が発生した場合	後遺障害の程度に応じて1,000万円×(100%～4%)
入院保険金	事故によるケガのため入院された場合	3,000円×入院した日数
手術保険金	事故によるケガのため通院された場合	① 入院中に受けた手術の場合 3,000円×10 ② ①以外の手術の場合 3,000円×5
通院保険金	事故によるケガのため通院された場合	2,000円×通院した日数

※在籍児童全員が対象となります。

保険の種類	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	負傷、疾病、障害又は死亡など

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

種類	災害の範囲	給付金額
医療費 (負傷・疾病)	<ul style="list-style-type: none"> 原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療(健康保険等の医療保険対象のもの)に要する費用の額が500点(5000円)以上のもの けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険診療の医療費総額の4割(そのうち1割の付加給付)の額 【乳幼児医療助成により自己負担額がない場合は、1割の付加給付分のみ】 高額療養費の対象となる場合は、自己負担額に1割の付加給付分を加算した額
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合 (その程度により第1級から第14級に区分される)	4,000万円～88万円 (通園中の災害の場合、2,000万円～44万円)

死亡見舞金	園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡		3,000万円 (通園中の災害の場合、1500万円)
	突 然 死	運動などの行為に起因する突然死(園の管理下において発生したもの)	3,000万円 (通園中の災害の場合、1500万円)
		運動などの行為と関連のない突然死(園の管理下において発生したもの。乳幼児突然死症候群など。)	1,500万円 (通園中の災害の場合も同額)

※全員加入を原則としております。

※次の場合は、給付の全部又は一部を行わない場合があります。

- 1 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたとき
- 2 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたとき
- 3 生活保護法による保護を受けている世帯に属する保育所等の児童についての医療費(医療扶助があるため)
- 4 非常災害(風水害、震災、事変その他非常災害であって、当該地域の多数の住民が被害を受けたもの)による児童の災害

◎医療費の支給期間

- ・初診から最長10年間

◎請求の時効

- ・給付事由が生じた日から2年間

(37) 個人情報の取り扱い

関西学院幼稚園では、入園児童及びその保護者並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- 1 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間での情報共有
- 2 他の園等へ転所する場合、その他兄弟姉妹が別の園等に在籍する場合において、他の園等との間で必要な連絡
- 3 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供
- 4 尿検査において、検査機関に対し①氏名②年齢③性別の情報提供

(38) その他保護者に説明すべき事項

当園はキリスト教主義教育に基づき運営されているため、お祈りやさんびかなどを中心に保育を行っており、キリスト教に関連する行事が数多くありますが、信仰への強要は行いません。